



2026年5月15日

各 位

会 社 名 富士紡ホールディングス株式会社  
代表者名 取締役社長 井上 雅 偉  
(コード番号 3104 東証プライム)  
問合せ先 取締役 佐々木 辰 也  
電 話 03-3665-7612

### 譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の改定に関する議案を2026年6月26日開催予定の定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本制度の改定の目的および条件等

##### (1) 改定の目的

当社は、2019年6月27日開催の定時株主総会において、対象取締役に対して本制度を導入しておりますが、今般、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブをより一層高めるとともに、当社の取締役と株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、本制度の一部を改定するものです。

##### (2) 本制度改定の概要

本制度により対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額30百万円から60百万円以内、各事業年度において対象取締役に對して割り当てる譲渡制限付株式の上限を45,000株（2026年4月の株式分割以前の原決議では15,000株）から20,000株に改定いたします。

また、対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式の譲渡制限期間を、「割当てを受けた日から、3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間」から「割当てを受けた日から、当社の取締役（社外取締役を除く。）および執行役員のいずれの地位からも退任もしくは退職するまでの日、または、当該割当てを受けた日が属する当社の事業年度に係る有価証券報告書（当該割当てを受けた日が事業年度開始後6か月以内の日である場合は当該事業年度に係る半期報告書）が提出されるまでの日のいずれか遅い日までの期間」に改定いたします。さらに、かかる譲渡制限期間の変更に伴い、譲渡制限の解除および退任時または退職時の取扱い等についても、必要な修正を加えることといたします。

(3) 改定の条件等

本制度の改定は、本株主総会において、株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、本制度の改定は、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、既に付与済みの譲渡制限付株式に適用されるものではありません。

2. その他

以上の改定点のほかに、本制度内容に変更はございません。導入時の本制度内容については、2019年5月15日付で公表した「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

(ご参考)

本株主総会において本制度の改定についてご承認をいただいた場合には、当社の執行役員に対しても、改定後の本制度と同様の譲渡制限付株式を割り当てる予定であります。